



第54回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 令和4年6月28日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所 新潟県上越市中央1丁目2番7号
ホテルセンチュリーイカヤ本館3階
飛天の間

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

目次

第54回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役6名選任の件	7
提供書面	
事業報告	1 2
計算書類	3 5
連結計算書類	4 2
監査報告	5 5

【新型コロナウイルス感染防止について】

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願いいたします。

なお、ご出席なさらずとも、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、こちらもご検討ください。

田辺工業株式会社

株主各位

証券コード 1828
令和4年6月7日

新潟県上越市大字福田20番地

田辺工業株式会社

代表取締役社長 四月朔日 義雄

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	令和4年6月28日（火曜日）午前10時 受付開始 午前9時30分
2 場 所	新潟県上越市中央1丁目2番7号 ホテルセンチュリーイカヤ本館3階 飛天の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第54期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件 2. 第54期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	2頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tanabe-ind.co.jp>)

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和4年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和4年6月27日(月曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和4年6月27日(月曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

基本日現在のご所有株式数 XX 股

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

11. _____

12. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

本人パスワード XXXXXX

見本

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

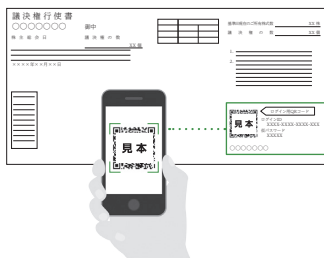
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

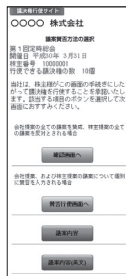
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

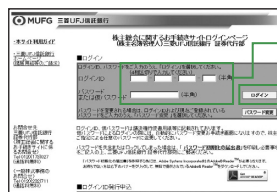
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

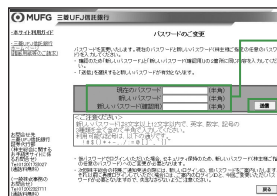
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、内部留保の充実により企業体質の強化をはかりながら株主の皆様へは安定した配当を維持しつつ、さらに業績の伸展などを勘案して特別配当を実施するなど、株主に利益還元することを基本方針としております。第54期の期末配当につきましては、当期の業績、配当性向等を勘案し1株につき33円（前期比3円増）といたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 33円 配当総額 353,130,228円
剰余金の配当が効力を生じる日	令和4年6月29日

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>1</u> 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	わたぬき よしお 四月朔日 義雄	代表取締役社長兼社長執行役員	再任
2	みず さわ ふみ お 水 澤 文 雄	取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、 姫路技術センター、電力事業部、 タナバタイランド社担当	再任
3	やま くち ひさ ゆき 山 口 久 行	取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、 北陸支店、大牟田支店担当	再任
4	ごん もり ゆう いち 権 守 勇 一	取締役上席執行役員 管理部長	再任
5	よこ た ゆう いち 横 田 猶 一	社外取締役	再任 社外 独立
6	の もと なお き 野 本 直 樹	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

わたぬきよしお
四月朔日義雄

再任

生年月日

昭和16年7月3日生

所有する当社の株式数

347,200株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

みずさわふみお
水澤文雄

再任

生年月日

昭和30年4月22日生

所有する当社の株式数

54,700株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

昭和44年2月 当社入社
昭和56年10月 当社取締役営業部長
平成2年4月 当社常務取締役営業本部長
平成2年6月 当社専務取締役営業本部長
平成10年10月 当社代表取締役社長
平成21年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

四月朔日義雄氏は、昭和44年入社、取締役営業部長、常務取締役、専務取締役を経て、平成10年に代表取締役社長に就任。同氏は当社全体にわたる事業経営に関し、豊富な経験と知見を有しており、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

昭和58年2月 当社入社
平成10年9月 タナバタイランド社代表取締役
平成15年6月 当社取締役産機エンジニアリング部長
平成21年6月 当社取締役退任
当社上席執行役員産機エンジニアリング部長、電力事業部担当
平成22年4月 当社上席執行役員 埼玉技術センター長
平成23年4月 当社上席執行役員 営業部長
平成24年4月 当社上席執行役員 北陸支店長
平成25年6月 当社取締役上席執行役員 北陸支店長、電力事業部担当
平成28年6月 当社取締役常務執行役員 北陸支店長、電力事業部担当
平成30年4月 当社取締役常務執行役員 大阪支店長、名古屋支店、姫路技術センター担当
令和3年4月 当社取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、姫路技術センター、タナバタイランド社担当
令和4年4月 当社取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、姫路技術センター、電力事業部、タナバタイランド社担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

水澤文雄氏は、昭和58年入社、主に電気計装事業・送電事業に携わり、タナバタイランド社代表取締役を経て、平成25年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は現場に精通した豊富な経験と知見を有するとともに、海外での豊富な経験と実績を活かし、グローバルな視点で当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

やまぐち ひさゆき
山口 久行

再任

生年月日

昭和31年6月15日生

所有する当社の株式数

28,800株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

4

ごん もり ゆういち
権守 勇一

再任

生年月日

昭和32年2月18日生

所有する当社の株式数

16,300株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

昭和54年4月 当社入社
平成21年6月 当社執行役員 千葉支店長
平成25年4月 当社執行役員 青海支店長
平成25年6月 当社上席執行役員 青海支店長
平成26年6月 当社取締役上席執行役員 青海支店長
平成28年6月 当社取締役常務執行役員 青海支店長
平成30年4月 当社取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、北陸支店担当
令和2年6月 当社取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、北陸支店、大牟田支店担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

山口久行氏は、昭和54年入社、主に産業プラント設備工事事業に携わり、平成26年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は現場に精通した豊富な経験・知見を有するとともに、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

昭和54年4月 当社入社
平成25年4月 当社 事務部長
平成26年6月 当社執行役員 事務部長
平成27年6月 当社上席執行役員 事務部長
平成28年6月 当社取締役上席執行役員 事務部長
平成30年4月 当社取締役上席執行役員 管理部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

権守勇一氏は、昭和54年入社以来、主に、経理・財務等の業務に携わり、平成28年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は経営管理業務及び事業経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

よこた ゆういち
横田 猶一

再任

社外

独立

生年月日

昭和28年6月17日生

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

6

の もと なお き
野本 直樹

再任

社外

独立

生年月日

昭和33年12月24日生

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

15/17回

略歴、当社における地位及び担当

昭和47年4月 三菱電機株式会社 入社
平成18年4月 同社 関越支社 新潟支店長
平成24年4月 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関越支社 ファシリティー営業部長
平成26年4月 同社 関越支社 支社長付・新潟支店囃託駐在
平成28年3月 同社 退職
平成28年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

横田猶一氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、平成28年6月より当社社外取締役に就任し、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

昭和62年10月 監査法人中央会計事務所 入所（合併により中央新光監査法人）
平成元年7月 中央新光監査法人 退職
平成元年7月 太田昭和監査法人 入所（現 EY新日本有限責任監査法人）
平成22年9月 同所 長岡事務所長
平成29年6月 EY新日本有限責任監査法人 退職
平成29年7月 野本直樹公認会計士事務所 所長（現任）
平成30年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

野本直樹公認会計士事務所 所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野本直樹氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に活かしていただき、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただきたいため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の内、横田猶一氏と野本直樹氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、横田猶一氏と野本直樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、横田猶一氏と野本直樹氏を会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。再任が承認された場合は同契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、当社のすべての取締役、執行役員および監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は令和4年6月30日に更新する予定であります。
6. 横田猶一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 7. 野本直樹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

以 上

(提供書面)

事業報告 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の対策がすすみ、社会経済活動の制限が緩和される動きがありましたが、いまだ収束の気配が見えない状況にあり、またロシア・ウクライナ情勢の影響などから依然として景気は極めて厳しい状況で推移しました。

設備工事業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下、公共投資は底堅い動きがありましたが、民間設備投資は持ち直しが見られるものの、投資判断は慎重な動きとなり、受注・価格競争は厳しい状況で推移しました。

このような状況下で、当社はお客様のニーズに合った設備の提案を積極的に行い、受注の確保・拡大に努めてまいりました。半導体・電子材・E V材等の製造に関連するお客様の設備増強工事やプラント新設工事をはじめ、定期修繕工事、環境負荷低減に向けた取り組みに関連する工事、E P C案件等の受注が寄与し、受注高は前期を上回りました。売上高は、新型コロナウイルス感染症による施工環境への影響は少なく、工事の進捗が順調であったことや前期繰越工事の完成が寄与したことなどから、前期を上回りました。

利益面につきましては、売上高の増加に加えて、競争が厳しさを増すなか、施工体制の確立、施工効率の改善、原価管理の徹底、新型コロナ禍を契機とした販売費等のコスト削減に取り組みましたが、営業利益、経常利益並びに当期純利益とも前期を下回りました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を当事業年度の期首から適用しました。これにより、従来の方法と比較し、当事業年度の売上高は260百万円、営業利益、経常利益並びに税引前当期純利益は47百万円とそれぞれ増加しました。また、新たな原価管理システムを当事業年度の期首から導入し、これを契機に新たな会計処理を採用しました。これにより、従来の方法と比較し、当事業年度の売上高は2,360百万円、営業利益、経常利益並びに税引前当期純利益は333百万円とそれぞれ増加しました。

	第53期 (令和3年3月期)	第54期 (令和4年3月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	39,017	44,644	14.4%増
売上高	35,537	39,623	11.5%増
経常利益	2,873	2,756	4.1%減
当期純利益	1,855	1,766	4.8%減
次期繰越高	15,297	19,877	29.9%増

(注) 当事業年度の売上高と次期繰越高は「計算書類 個別注記表2. 会計方針の変更に関する注記 (1) 収益認識に関する会計基準等の適用」に記載の事象による累積的影響額を反映したものとなっております。

会社の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

産業プラント 設備工事部門

売上高
18,743 百万円
(前期比16.3%増)

民間プラント・機械装置を主体としております産業プラント設備工事部門は、化学系プラントの増設工事（機械・電気一体型）を中心とした受注があり、受注高22,263百万円（前期比25.8%増）、売上高18,743百万円（前期比16.3%増）ともに前期を上回りました。



設備保全工事部門

売上高
9,241 百万円
(前期比4.0%増)

民間プラント保全工事を主体としております設備保全工事部門は、工場設備の定期修繕工事、設備更新を中心とした受注が堅調であり、受注高10,014百万円（前期比12.3%増）、売上高9,241百万円（前期比4.0%増）ともに前期を上回りました。



電気計装工事部門

売上高
7,858 百万円
(前期比10.3%増)

電気計装工事部門は、民間プラントの設備増強工事をはじめとする各種工事に伴う電気計装工事等の受注があったものの、前期に大型の受注があった影響等から、受注高8,521百万円（前期比6.9%減）と前期を下回りましたが、売上高は7,858百万円（前期比10.3%増）と前期を上回りました。



送電工事部門

売上高
2,182 百万円
(前期比8.7%減)

送電工事部門は、電力会社の設備保守等の受注が堅調であり、受注高2,224百万円（前期比9.3%増）と前期を上回りましたが、売上高は2,182百万円（前期比8.7%減）と前期を下回りました。



管工事部門

売上高
1,449 百万円
(前期比72.3%増)

管工事部門は、官公庁及び民間設備工事の受注が好調であり、受注高は1,486百万円（前期比39.3%増）、売上高は1,449百万円（前期比72.3%増）と前期を上回りました。



鑄造用工業炉部門

売上高
147 百万円
(前期比17.5%減)

鑄造用工業炉部門は、受注高は134百万円（前期比8.6%減）、売上高は147百万円（前期比17.5%減）と前期を下回りました。



(単位：百万円)

部 門	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
産業プラント設備工事	8,055	22,263	18,743	11,357
設備保全工事	1,200	10,014	9,241	1,774
電気計装工事	5,358	8,521	7,858	5,999
送電工事	156	2,224	2,182	197
管工事	497	1,486	1,449	533
鑄造用工業炉	27	134	147	14
合 計	15,297	44,644	39,623	19,877

(注) 当期売上高と次期繰越高は「計算書類 個別注記表2. 会計方針の変更に関する注記(1) 収益認識に関する会計基準等の適用」に記載の事象による累積的影響額を反映したものとなっております。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は809百万円であります。主なものは建物・構築物であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

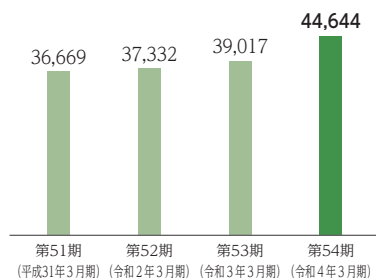
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

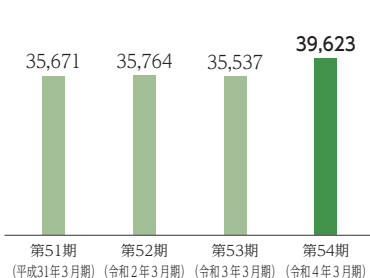
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

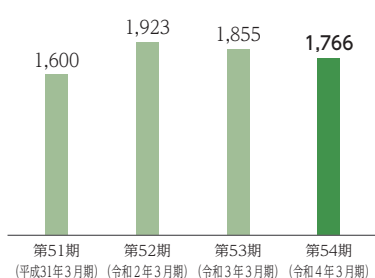
受注高 (単位：百万円)



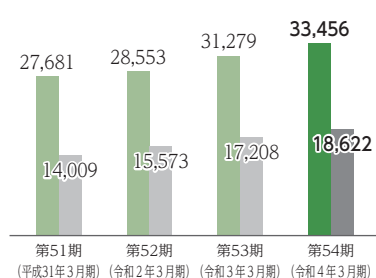
売上高 (単位：百万円)



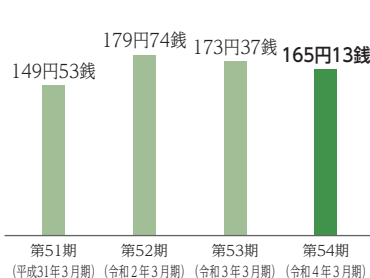
当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第51期 (平成31年3月期)	第52期 (令和2年3月期)	第53期 (令和3年3月期)	第54期 (当会計年度) (令和4年3月期)
受注高	(百万円)	36,669	37,332	39,017	44,644
売上高	(百万円)	35,671	35,764	35,537	39,623
当期純利益	(百万円)	1,600	1,923	1,855	1,766
1株当たり当期純利益	(円)	149円53銭	179円74銭	173円37銭	165円13銭
総資産	(百万円)	27,681	28,553	31,279	33,456
純資産	(百万円)	14,009	15,573	17,208	18,622

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
タナベタイランド社	700,921 (200,000千タイバツ)	100	表面処理事業、産業機械装置の製造・販売
田工実業（上海）有限公司	500,000 (29,970千元)	100	産業機械装置の販売・輸出入・メンテナンス
タナベエンジニアリング シンガポール社	102,719 (1,600千シンガポールドル)	100	プラント設備の設計・施工・メンテナンス
タナベテクニカルサービス マレーシア社	96,940 (3,500千マレーシアリンギット)	100	プラント設備の設計・施工・メンテナンス

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社であり、当事業年度の連結売上高は42,526百万円（前期比11.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,872百万円（前期比6.8%増）となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しは、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢などの国内外経済に影響を与える不確定な要素が多いなか、予断を許さない状況が続くと予想され、受注環境の先行きは厳しい状況が続くものと思われま

す。このような状況下、当社グループの事業においても、昨年に引き続き、営業案件の中止や延期、労務情勢の変化、仕入れの困難化等考えられる様々な影響を注視しつつ、事業展開する必要がありますが、次の諸施策を推進することにより、中期的には連結売上高500億円以上、連結営業利益率8%以上、ROE10%以上、海外比率15%以上の達成を目指し、受注の確保、業績の確保に傾注してまいります。

- ①産業プラント・電気計装、建築・土木・設計一括型の大型、高レベルのEPC案件の受注拡大。
- ②国内拠点の体制強化。(大牟田、中京、関西、設計部門)
- ③自動化・省力化ニーズに対する当社独自の技術、装置、システムの確立。
- ④海外子会社のビジネスモデルの再構築およびグループ連携による海外事業展開の促進。
- ⑤知名度の向上、人材の確保のための求人对策、協力企業との連携強化および人材の早期育成、戦力化を目的とした教育・実務訓練の拡充。
- ⑥新ビジネスモデル構築、社会課題に向けた取り組みの推進。(通信関連、ウェアラブルカメラ事業の早期拡販、カーボンニュートラル対応)
- ⑦「働き方改革」に向け業務のDX推進。(設計・施工管理のデジタル化等)

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

当社は、化学・医薬・自動車部材工業界向け製造設備の製作から据付、保全工事を一貫して行っております。併せて、公共、電力会社向けインフラ施設を手がけております。

部門	事業内容
産業プラント設備工事	化学・医薬、その他工業部材等のプラント設備・装置、環境設備、各種省力機器システム、自動化機器の設計・製作・施工、ウェアラブルカメラの開発・販売
設備保全工事	化学・医薬等のプラント設備、発電所機器の設備診断・保全改修
電気計装工事	化学・医薬等のプラント設備、公共・一般建築物の電気計装設備、情報通信設備の設計・施工・運営、太陽光発電設備の設計・施工・売電
送電工事	送電用鉄塔建設、送配電線の新設・張替の施工
管工事	公共ガス水道、防消火設備、空調・衛生設備の設計・施工
鋳造用工業炉	アルミ鋳物生産用工業炉の設計・製作

(6) 主要な事業所及び工場 (令和4年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	新潟県上越市	鹿島支店・工場	茨城県神栖市
東京本社	東京都千代田区	大牟田支店・工場	福岡県大牟田市
大阪支店	大阪市中央区	埼玉技術センター	埼玉県吉川市
名古屋支店	愛知県名古屋市	姫路技術センター	兵庫県姫路市
青海支店・工場	新潟県糸魚川市	幕張エンジセンター	千葉県千葉市
北陸支店・工場	新潟県上越市	電力事業部	新潟県上越市
千葉支店・工場	千葉県市原市	新潟営業所	新潟県新潟市

(注) 令和3年8月に大牟田工場を新設いたしました。

令和3年11月1日に幕張E&Iエンジセンターは、幕張エンジセンターへ名称を変更いたしました。

(7) 使用人の状況 (令和4年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
785 (108) 名	+11 (±0) 名	40.9歳	16.0年

(注) 使用人数は就業人員で記載しており、臨時雇用者数は年間の平均人員を () に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (令和4年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	600
株式会社第四北越銀行	300
株式会社みずほ銀行	200

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (令和4年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,728,000株

(3) 株主数 9,272名

(4) 大株主 (上位10位)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
田辺工業取引先持株会	898	8.39
有限会社ケイアンドアイ	860	8.03
株式会社第四北越銀行	500	4.67
四月朔日 義雄	347	3.24
田辺 よし江	307	2.87
田辺工業従業員持株会	281	2.62
田辺商事株式会社	244	2.28
Goldman Sachs International	236	2.21
出頭 久美子	220	2.05
合同会社TNB	220	2.05

(注) 持株比率は自己株式 (27,084株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (令和4年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	四月朔日 義 雄	
取締役 常務執行役員	水 澤 文 雄	大阪支店担当 名古屋支店担当 姫路技術センター担当 タナベタイランド社担当
取締役 常務執行役員	山 口 久 行	青海支店長 品質・安全推進室担当 北陸支店担当 大牟田支店担当
取締役 上席執行役員	権 守 勇 一	管理部長
取締役	横 田 猶 一	
取締役	野 本 直 樹	野本直樹公認会計士事務所所長
常勤監査役	小 杉 順	
監査役	伊 藤 秀 夫	緑風法律事務所所長
監査役	島 宗 隆 一	税理士法人齋藤・島宗会計 代表社員税理士 日本精機株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 横田猶一及び野本直樹の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 伊藤秀夫及び島宗隆一の両氏は社外監査役であります。
3. 社外取締役 横田猶一及び野本直樹の両氏並びに社外監査役 伊藤秀夫及び島宗隆一の両氏は、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。（令和4年3月31日現在）

地位	氏名	担当
専務執行役員	高橋正良	技術部担当 産機エンジニアリング部担当 埼玉技術センター担当
上席執行役員	木戸間重親	営業部長 デジタルイノベーションセンター担当
上席執行役員	青木栄一	千葉支店長 鹿島支店担当
執行役員	小野哲也	タナベエンジニアリングシンガポール社社長 タナベテクニカルサービスマレーシア社社長
執行役員	竹内紳治	電力事業部長
執行役員	田中稔	北陸支店長 幕張エンジセンター担当

（注）執行役員 竹内紳治氏は、2022年4月1日付で執行役員を退任し、顧問に就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役	6	142,460
監査役	3	22,807
(社外役員)	4	21,940

- (注) 1. 上記社外役員の支給額は、取締役、監査役の支給額にそれぞれ含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第38回定時株主総会において、年額170,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 上記支給人員、支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度に係る役員賞与60,000千円（取締役6名に対し53,000千円、監査役3名に対し7,000千円）

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

企業価値の持続的な向上を図り、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能する報酬体系を構築すべく、令和3年2月19日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ.基本方針

当社の役員報酬制度は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）及び社外取締役の報酬は、金銭報酬である月額報酬及び賞与により構成することとする。

ロ.金銭報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役の報酬について、月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲等に基づき決定し、毎月支払うこととし、賞与は、当期の会社業績、その職責、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績等（以下「会社業績等」という。）を総合的に勘案して決定し、年に一度定時株主総会の翌日に支払うこととする。

社外取締役の報酬については、その職責及び市場水準等（以下「職責等」という。）を勘案して月額報酬及び賞与を決定することとする。その月額報酬は、毎月支払うこととし、賞与は、年に一度定時株主総会の翌日に支払うこととする。

ハ.各報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬は、金銭報酬（月額報酬及び賞与）のみとする。

ニ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（取締役に対する委任に関する事項を含む。）

個人別の取締役の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 四月朔日義雄がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額及び会社業績等又は職責等を踏まえた賞与の額の評価配分とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためである。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個人別の取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内において、代表取締役社長及び担当執行役員が報酬案を策定し、社外取締役に事前説明を行ったうえで、社外取締役の意見・助言を踏まえ、取締役会の協議により取締役の報酬額を決定し、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該取締役会の決定を前提とし、その配分を決定することとする。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、すべての取締役、執行役員および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担する事となった訴訟費用及び損害賠償金を填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 野本直樹氏は野本直樹公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と野本直樹公認会計士事務所との間には、特別な関係はありません。

監査役 伊藤秀夫氏は緑風法律事務所の所長であります。なお、当社と緑風法律事務所の間には、特別な関係はありません。

監査役 島宗隆一氏は税理士法人齋藤・島宗会計の代表社員税理士及び日本精機株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と税理士法人齋藤・島宗会計及び日本精機株式会社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
取締役 横 田 猶 一	17回	17回	—	—
取締役 野 本 直 樹	17	15	—	—
監査役 伊 藤 秀 夫	17	16	9回	9回
監査役 島 宗 隆 一	17	17	9	9

・ 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 横田猶一氏は、他社での豊富な業務経験と知識を活かし、取締役会において適宜的確な助言を行っており、当事業年度においては規程の改定及びシステム変更、カーボンニュートラルへの取り組みについて専門的な立場から質問・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役 野本直樹氏は、公認会計士としての見地から、取締役会において審議に関して必要な発言を行っており、当事業年度においては、海外子会社の財務状況、カーボンニュートラルへの取り組みについて、公認会計士として独立した立場から質問・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査役 伊藤秀夫氏は、取締役会及び監査役会において、弁護士としての経験や専門的見地から審議に関して必要な発言を行っております。

監査役 島宗隆一氏は、取締役会及び監査役会において、税理士として主に財務、税務的な見地から審議に関して必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるタナベタイランド社、田工実業（上海）有限公司、タナベエンジニアリングシンガポール社及びタナベテクニカルサービスマレーシア社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」について以下のとおり決定しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」を定め、コンプライアンスを基本とした経営の強化をはかる。
- ② 「職務権限規程」により、適正に職務の執行が行われる体制とする。
- ③ 監査室は、職務執行を監査、評価し、職務執行の適正を確保する。
- ④ 「内部通報制度」を活用し、違反者の早期発見をはかるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

役職員は、取締役会、経営会議等の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、「文書取扱規程」、「保存文書年限表」の定めるところに従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関する特に重要な施工上のリスク、労働災害のリスクは、各部・支店で施工計画会議、安全衛生会議等でリスク管理を行う。与信管理、情報セキュリティ管理は管理部を中心としてリスク管理を行う。その他のリスクは各部門長がリスク管理を行う。各部門長は、必要に応じリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ② 新たにリスクが生じた場合は、取締役会において速やかに対応責任者を決定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 意思決定のプロセスの簡素化、迅速化をはかるとともに、重要事項については、毎月1回開催する経営会議でより慎重な意思決定を行う。
- ③ 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- ④ 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し予算管理会議を通して全社ベースでの進捗状況を管理する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は月次報告、四半期報告の他、子会社の取締役等の職務の執行について定期的に報告を行う。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 子会社の事業に関するリスクは、子会社でリスク管理を行う。
2. 新たなリスクが生じた場合は、速やかに当社担当役員に報告し、その対応を協議する。
3. 子会社は、リスク管理に係わる体制を整備し、当社はその体制確保のため支援を行う。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1. 当社は、子会社に関する重要な事項は取締役会、経営会議で決定する。
2. その他の事項の決定は、当社職務権限規程、子会社が定める職務権限に従い役割分担を明確にし、効率的な運用を行う。
3. 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し毎月進捗状況を管理する。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」で、コンプライアンスを基本とした経営の強化をはかる。
2. 海外子会社は、当該国の法令、規則、商習慣を遵守する体制を整備する。
3. 監査室は子会社の内部監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 現在、監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役会が必要とした場合は、取締役会は監査役会と協議のうえ、業務補助のため監査役スタッフを置くとともに必要な協力を行う。
- ② 監査役の要請により、監査室、管理部は監査業務を補助する。
- ③ 監査役スタッフの人選、人事考課等については、監査役会の意見を尊重し、同意を得たうえで行う。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役スタッフを置く場合は、監査役は、指示の実効性の確保のために、監査役スタッフに対して指揮命令権を有する。
 - ② 取締役会は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (8) 当社の監査役に報告をするための体制
- ① 役職員（子会社含む）は、会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査役に報告する。
 - ② 役職員（子会社含む）は、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - ③ 各支店・部を統括する役職員は、必要に応じ担当する部門のリスク管理業務執行状況等について報告する。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いが生じないことを確保する。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求した場合又は会計監査人・弁護士、その他の各分野の専門家に対して相談する場合、職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担する。
- (11) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。
 - ② 監査室は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。
 - ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行に関する運用状況の概要

取締役会は社外取締役2名を含む6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は毎月1回開催し（当事業年度は17回開催）、経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行いました。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするため執行役員を置き、意思決定の迅速化・効率化をはかっております。

(2) 監査役の職務執行に関する運用状況の概要

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、原則月1回開催し（当事業年度は9回開催）、監査役会が決定した監査計画、監査業務分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しました。また、取締役会、その他必要に応じ重要な会議に出席し、経営の監視や部門別に業務執行状況の監査を行うとともに、監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しました。

(3) コンプライアンスに関する運用状況の概要

当社では「田辺工業グループ倫理規程」を定め、従業員が法令等を遵守した職務の執行を行うための行動指針を明確にしております。具体的には、法令遵守を定めた行動指針の社内掲示等による啓蒙、社内研修や会議体を通じて関係法令の改正等に関する情報共有と対応方針について周知をはかりました。

また、違反行為を早期発見、是正するために内部通報制度を設け運用しております。

(4) リスク管理体制に関する運用状況の概要

当社では、事業に関する特に施工上のリスク、労働災害のリスクを低減、回避するため各部・各支店において施工会議、安全衛生会議等でリスク管理を実施しました。また、当社の品質・安全推進室の主導による各部門におけるリスクの識別・分析や、管理部が中心となった情報ネットワークの社内整備・情報保存媒体の使用制限を設ける等の活動を通じて、各リスクの低減に努めております。

(5) 子会社経営管理に関する運用状況の概要

当社グループでは、各子会社の経営状況及び業務執行について、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社から報告を受け業務執行を管理し子会社の業務の適正を確保しております。

(6) 内部監査体制に関する運用状況の概要

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために業務執行ラインから独立した社長直轄の組織である監査室により、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。

また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第54期 令和4年3月31日現在
資産の部	
流動資産	23,672,059
現金預金	4,430,929
受取手形	196,859
電子記録債権	501,066
完成工事未収入金	17,967,463
未成工事支出金	54,569
材料貯蔵品	366,373
前払費用	30,287
その他	126,391
貸倒引当金	△1,882
固定資産	9,784,376
有形固定資産	7,168,657
建物・構築物	3,275,709
機械・運搬具	374,729
工具器具・備品	197,438
土地	3,061,971
リース資産	66,931
建設仮勘定	191,876
無形固定資産	366,781
借地権	62,154
その他	304,626
投資その他の資産	2,248,936
投資有価証券	423,477
関係会社株式	900,722
出資金	997
長期貸付金	119,560
長期前払費用	1,500
繰延税金資産	736,820
その他	65,858
資産合計	33,456,435

科目	第54期 令和4年3月31日現在
負債の部	
流動負債	13,294,671
支払手形	969,721
電子記録債務	2,504,510
工事未払金	4,908,044
短期借入金	500,000
リース債務	27,328
未払金	1,548,162
未払費用	315,406
未払法人税等	511,979
未成工事受入金	597,474
預り金	39,602
完成工事補償引当金	39,880
賞与引当金	1,230,395
役員賞与引当金	60,000
設備支払手形	20,015
工事損失引当金	22,150
固定負債	1,539,525
長期借入金	600,000
長期未払金	130,000
リース債務	45,205
退職給付引当金	764,319
負債合計	14,834,197
純資産の部	
株主資本	18,561,825
資本金	885,320
資本剰余金	1,475,320
資本準備金	1,475,320
利益剰余金	16,208,205
利益準備金	141,200
その他利益剰余金	16,067,005
特別償却準備金	46,445
別途積立金	7,152,000
繰越利益剰余金	8,868,560
自己株式	△7,020
評価・換算差額等	60,413
その他有価証券評価差額金	60,413
純資産合計	18,622,238
負債純資産合計	33,456,435

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損益計算書

(単位：千円)

科目	第54期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
売上高	39,623,200
売上原価	33,216,225
売上総利益	6,406,974
販売費及び一般管理費	3,760,270
営業利益	2,646,704
営業外収益	147,058
受取利息配当金	9,659
その他	137,398
営業外費用	37,081
支払利息	11,723
その他	25,357
経常利益	2,756,681
特別利益	1,978
固定資産売却益	159
ゴルフ会員権売却益	1,818
特別損失	87,046
固定資産処分損	44,696
関係会社株式評価損	40,849
ゴルフ会員権評価損	1,499
税引前当期純利益	2,671,613
法人税、住民税及び事業税	946,020
法人税等調整額	△41,404
当期純利益	1,766,996

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書 第54期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益準備金	利益剰余金 その他利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
				特別償却 準備金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合計		
令和3年4月1日 期首残高	885,320	1,475,320	141,200	92,891	7,152,000	7,360,944	14,747,035	△ 7,020	17,100,655
会計方針の変更による累積的影響額						15,200	15,200		15,200
会計方針の変更を反映した当期首残高	885,320	1,475,320	141,200	92,891	7,152,000	7,376,145	14,762,236	△ 7,020	17,115,855
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩				△ 46,445		46,445	—		—
別途積立金の積立									
剰余金の配当						△ 321,027	△ 321,027		△ 321,027
当期純利益						1,766,996	1,766,996		1,766,996
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 46,445	—	1,492,414	1,445,969	—	1,445,969
令和4年3月31日 期末残高	885,320	1,475,320	141,200	46,445	7,152,000	8,868,560	16,208,205	△ 7,020	18,561,825

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
令和3年4月1日 期首残高	107,387	17,208,042
会計方針の変更による累積的影響額		15,200
会計方針の変更を反映した当期首残高	107,387	17,223,243
事業年度中の変動額		
特別償却準備金の取崩		—
別途積立金の積立		
剰余金の配当		△ 321,027
当期純利益		1,766,996
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 46,973	△ 46,973
事業年度中の変動額合計	△ 46,973	1,398,995
令和4年3月31日 期末残高	60,413	18,622,238

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております）

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産
 - ・未成工事支出金 個別法による原価法
 - ・材料貯蔵品 先入先出法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ② 完成工事補償引当金 完成工事の瑕疵担保等の費用に充てるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に対して過去の実績を基礎に補修見込みを加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ⑤ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 収益及び費用の計上基準

設備工事事業における主な事業内容は、化学・医薬・自動車部材工業界向け製造設備の製作から据付、保全工事のほか、公共、電力会社向けインフラ施設工事であります。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、予想される総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における未成工事受入金の受領、または、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は工事完成基準を適用していた工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方と比較し、当事業年度の完成工事高は260,734千円増加し、完成工事原価は213,699千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ47,034千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は15,200千円増加しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 設備工事業における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 10,462,361千円

② 会計上の見積りの理解に資するその他の情報

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する方法による収益は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき測定し、当該進捗度は工事の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容は客先の指図に基づいて行うことから、工事総原価の見積りに際しては画一的な判断尺度を得ることが難しいという特性があります。このため、工事総原価の見積りは、工事に関する専門的な知識と施工経験を有する現場責任者が設定する一定の仮定とその判断に依拠することから、不確実性を伴うものとなります。

また一般的に工事は、その完成・引渡までに長期間を要することから、工事の進行途上における工事契約の変更、施工環境の変化による施工遅延、資材価格等の変動が生じる場合があり、工事総原価の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌事業年度に係る計算書類において認識する収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 設備工事業に係る工事損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金 22,150千円

② 会計上の見積りの理解に資するその他の情報

工事損失引当金は、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、請負金額と工事の総原価見積額との差額をその損失見込み額として算定しております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容は客先の指図に基づいて行うことから、工事総原価の見積りに際しては画一的な判断尺度を得ることが難しいという特性があります。このため、工事総原価の見積りは、工事に関する専門的な知識と施工経験を有する現場責任者が設定する一定の仮定とその判断に依拠することから、不確実性を伴うものとなります。

また一般的に工事は、その完成・引渡までに長期間を要することから、工事の進行途上における工事契約の変更、施工環境の変化による施工遅延、資材価格等の変動が生じる場合があり、工事総原価の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため翌事業年度に係る計算書類において認識する工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,403,475千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	57,084千円
長期金銭債権	115,560千円
短期金銭債務	45千円

(3) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務

長期未払金は、平成25年6月27日開催の第45回定時株主総会において承認可決された、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	9,910千円
仕入高	175千円
営業取引以外の取引高	65,494千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	27,084株	－株	－株	27,084株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金であり、評価性引当額は364,755千円であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表「9 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,740円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 165円13銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

新型コロナウイルス感染症に関する注記

当社は、新型コロナウイルス感染症による影響は、日本国内においては引き続き生産活動に今後も重大な支障を生じさせないものと仮定し、入手可能な外部の情報等を踏まえ、係る仮定の下で収益認識に係る進捗度の算定、繰延税金資産の回収可能性並びに固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

しかし、当感染症拡大の今後の影響を正確に予測する事は困難であり、将来の不確実性が、当社が行う会計上の見積りの結果に影響を与える可能性があります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第54期 令和4年3月31日現在
資産の部	
流動資産	25,269,475
現金預金	5,124,250
受取手形・完成工事未収入金等	19,361,816
未成工事支出金	61,240
その他棚卸資産	511,544
その他	212,506
貸倒引当金	△1,882
固定資産	9,824,507
有形固定資産	8,196,561
建物・構築物	3,536,570
機械・運搬具・工具器具・備品	1,240,509
土地	3,143,599
リース資産	82,817
建設仮勘定	193,064
無形固定資産	372,156
投資その他の資産	1,255,790
投資有価証券	423,477
繰延税金資産	726,267
その他	106,044
資産合計	35,093,983

科目	第54期 令和4年3月31日現在
負債の部	
流動負債	13,841,217
支払手形・工事未払金等	8,486,076
短期借入金	500,000
リース債務	41,361
未払金	1,558,172
未払費用	687,789
未払法人税等	537,370
未成工事受入金	614,340
完成工事補償引当金	40,328
工事損失引当金	22,150
賞与引当金	1,230,395
役員賞与引当金	60,000
その他	63,232
固定負債	1,885,000
長期借入金	600,000
リース債務	45,205
長期未払金	130,000
退職給付に係る負債	1,109,794
負債合計	15,726,217
純資産の部	
株主資本	19,525,784
資本金	885,320
資本剰余金	1,475,320
利益剰余金	17,172,165
自己株式	△7,020
その他の包括利益累計額	△158,019
その他有価証券評価差額金	60,413
為替換算調整勘定	△15,680
退職給付に係る調整累計額	△202,752
純資産合計	19,367,765
負債純資産合計	35,093,983

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第54期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
売上高	42,526,149
売上原価	35,588,751
売上総利益	6,937,398
販売費及び一般管理費	4,123,188
営業利益	2,814,210
営業外収益	122,441
受取利息配当金	9,533
その他	112,907
営業外費用	38,467
支払利息	12,681
その他	25,785
経常利益	2,898,184
特別利益	28,930
固定資産売却益	471
受取保険金	26,641
ゴルフ会員権売却益	1,818
特別損失	133,070
固定資産処分損	44,706
ゴルフ会員権評価損	1,499
減損損失	86,863
税金等調整前当期純利益	2,794,044
法人税、住民税及び事業税	971,412
法人税等調整額	△50,236
当期純利益	1,872,869
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,872,869

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結株主資本等変動計算書 第54期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和3年4月1日 期首残高	885,320	1,475,320	15,605,123	△7,020	17,958,742
会計方針の変更による累積的影響額			15,200		15,200
会計方針の変更を反映した当期首残高	885,320	1,475,320	15,620,323	△7,020	17,973,943
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 321,027		△ 321,027
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,872,869		1,872,869
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,551,841	－	1,551,841
令和4年3月31日 期末残高	885,320	1,475,320	17,172,165	△ 7,020	19,525,784

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整	換算 勘定	退職給付に係 る調整累計額	
令和3年4月1日 期首残高	107,387	△ 36,323	△ 213,457	△ 142,392	17,816,349
会計方針の変更による累積的影響額					15,200
会計方針の変更を反映した当期首残高	107,387	△ 36,323	△ 213,457	△ 142,392	17,831,550
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 321,027
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,872,869
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	△ 46,973	20,642	10,704	△ 15,626	△ 15,626
連結会計年度中の変動額合計	△ 46,973	20,642	10,704	△ 15,626	1,536,215
令和4年3月31日 期末残高	60,413	△ 15,680	△ 202,752	△ 158,019	19,367,765

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております）

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 タナベタイランド社
田工実業（上海）有限公司
タナベエンジニアリングシンガポール社
タナベテクニカルサービスマレーシア社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるタナベタイランド社、田工実業（上海）有限公司、タナベエンジニアリングシンガポール社及びタナベテクニカルサービスマレーシア社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・未成工事支出金 個別法による原価法
- ・その他棚卸資産 先入先出法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社は定率法に、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社については平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に充てるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事高に対して過去の実績を基礎に補修見込みを加味して計上しております。

ハ. 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

ニ. 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。なお、在外子会社については期末時点における残高はありません。

ホ. 役員賞与引当金

当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。なお、在外子会社については該当事項はありません。

④ 収益及び費用の計上基準

設備工事業における主な事業内容は、化学・医薬・自動車部材工業界向け製造設備の製作から据付、保全工事のほか、公共、電力会社向けインフラ施設工事であります。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、予想される総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における未成工事受入金の受領、または、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

表面処理事業における主な事業内容は、自動車部品・コンピュータ部品・エレクトロニクス部品等への表面処理であります。当該契約については製品を引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、一時点で充足される履行義務とし収益を認識しております。取引の対価は、主に履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の在外子会社については、期末時点における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は工事完成基準を適用していた工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方と比較し、当連結会計年度の完成工事高は260,734千円増加し、完成工事原価は213,699千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ47,034千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は15,200千円増加しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 表面処理事業に係る固定資産の減損

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 86,863千円

② 会計上の見積りの理解に資するその他の情報

減損損失計上額の算出方法については、減損損失に関する注記に記載の通りであります。

減損の兆候が認められたものの減損損失を計上しなかった資産グループに関しては、割引前将来キャッシュ・フローが検討対象とする固定資産の帳簿価額を上回っております。なお割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画、その後の成長率並びに使用後の正味売却価額を基礎として見積りを行っています。

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、売上高、営業費用並びに成長率であります。売上高については直近の受注情報や過去の実績データ、営業費用については直近の生産実績データを基礎として算定しております。また成長率は、事業計画の策定において入手した情報や新型コロナウイルスの影響を考慮して算定しております。

主要な仮定である売上高、営業費用並びに成長率は、見積の不確実性が高く、受注・生産状況の変動に伴い、将来キャッシュ・フローの見積額が変動することにより、減損損失の計上が必要となる可能性がございます。

(2) 設備工事業における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 12,120,032千円

② 会計上の見積りの理解に資するその他の情報

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識される収益は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき測定し、当該進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までに発生した発生原価が占める割合に基づき算定しております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容は客先の指図に基づいて行うことから、工事総原価の見積りに際しては画一的な判断尺度を得ることが難しいという特性があります。このため、工事総原価の見積りは、工事に関する専門的な知識と施工経験を有する現場責任者が設定する一定の仮定とその判断に依拠することから、不確実性を伴うものとなります。

また一般的に工事は、その完成・引渡までに長期間を要することから、工事の進行途上における工事契約の変更、施工環境の変化による施工遅延、資材価格等の変動が生じる場合があり、工事総原価の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 設備工事業に係る工事損失引当金

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 22,150千円

② 会計上の見積りの理解に資するその他の情報

工事損失引当金は、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、請負金額と工事の総原価見積額との差額をその損失見込み額として算定しております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容は客先の指図に基づいて行うことから、工事総原価の見積りに際しては画一的な判断尺度を得ることが難しいという特性があります。このため、工事総原価の見積りは、工事に関する専門的な知識と施工経験を有する現場責任者が設定する一定の仮定とその判断に依拠することから、不確実性を伴うものとなります。

また一般的に工事は、その完成・引渡までに長期間を要することから、工事の進行途上における工事契約の変更、施工環境の変化による施工遅延、資材価格等の変動が生じる場合があり、工事総原価の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 8,011,106千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
タナベタイランド社 表面処理事業	事業用資産	機械装置	86,863千円

当社グループは、タナベタイランド社が営む表面処理事業において、各製造ラインを独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてグルーピングを行っております。

一部の製造ラインについて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を含む事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより、投資額の回収が見込めなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（86,863千円）として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値の算定方法等の会計上の見積りの内容に関する情報は、3. 会計上の見積りに関する注記に記載しております。使用価値を測定するための割引率は4.35%を適用しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,728,000株	一株	一株	10,728,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

令和3年6月25日開催の第53回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 321,027千円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 令和3年3月31日
- ・効力発生日 令和3年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

令和4年6月28日開催予定の第54回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 353,130千円
- ・1株当たり配当金額 33円
- ・基準日 令和4年3月31日
- ・効力発生日 令和4年6月29日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を年1回把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち短期借入金は運転資金に係る銀行借入であります。長期借入金は、主に長期的な運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的とした借入金であります。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額10,802千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（*）（千円）	時価（*）（千円）	差額（千円）
(1) 受取手形・完成工事未収入金等	19,361,816	19,361,816	－
(2) 投資有価証券 その他有価証券	412,675	412,675	－
(3) 支払手形・工事未払金等	(8,486,076)	(8,486,076)	－
(4) 短期借入金	(100,000)	(100,000)	－
(5) 未払金	(1,558,172)	(1,558,172)	－
(6) 長期借入金	(1,000,000)	(998,207)	△1,792
(7) デリバティブ取引	－	－	－

（*）負債に計上しているものについては（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	213,866	—	—	213,866
その他	—	198,809	—	198,809

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	—	19,361,816	—	19,361,816
支払手形・工事未払金等	—	8,486,076	—	8,486,076
短期借入金	—	100,000	—	100,000
未払金	—	1,558,172	—	1,558,172
長期借入金	—	998,207	—	998,207

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その他は金融機関より提示される観察可能な時価情報を基に時価を測定し、その時価をレベル2に分類しています。

受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形・工事未払金等、短期借入金並びに未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により測定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	設備工事事業	表面処理事業	計		
産業プラント設備工事	20,566,815	—	20,566,815	—	20,566,815
設備保全工事	9,241,562	—	9,241,562	—	9,241,562
電気計装工事	7,858,262	—	7,858,262	—	7,858,262
送電工事	2,182,996	—	2,182,996	—	2,182,996
管工事	1,449,489	—	1,449,489	—	1,449,489
表面処理事業	—	1,079,333	1,079,333	—	1,079,333
その他	—	—	—	147,689	147,689
顧客との契約から生じる収益	41,299,126	1,079,333	42,378,460	147,689	42,526,149
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	41,299,126	1,079,333	42,378,460	147,689	42,526,149

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである鑄造用工業炉事業等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は受取手形・完成工事未収入金等に、契約負債は未成工事受入金に含めております。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	12,363,855千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	9,115,529
契約資産(期首残高)	3,699,534
契約資産(期末残高)	9,543,481
契約負債(期首残高)	750,616
契約負債(期末残高)	594,064

契約資産は主に、報告日時点で完了しておりますが未請求の履行義務に係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関連するものです。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、一定の期間にわたり充足される履行義務に対して顧客から受け取ったものです。契約負債は契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益へ振り替えております。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は20,232,998千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,809円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 175円02銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

新型コロナウイルス感染症に関する注記

当社グループは、新型コロナウイルス感染症による影響は、日本国内においては引き続き生産活動に今後も重大な支障を生じさせないものと仮定し、また、海外子会社においては、翌連結会計年度末に向けて徐々に回復が進むものと仮定し、入手可能な外部の情報等を踏まえ、係る仮定の下で収益認識に係る進捗度の算定、繰延税金資産の回収可能性並びに固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

しかし、当感染症拡大の今後の影響を正確に予測する事は困難であり、将来の不確実性が、当社グループが行う会計上の見積りの結果に影響を与える可能性があります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月20日

田辺工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野田裕一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田辺工業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検査すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月20日

田辺工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田裕一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田辺工業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田辺工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月20日

田辺工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小杉 順 ㊞

社外監査役 伊藤 秀夫 ㊞

社外監査役 島宗 隆一 ㊞

以 上

